

小規模特別養護老人ホームくずは西美郷 利用料金表

【2026年4月1日現在】

1. 特養入所サービス料金（月額）

負担段階		介護度	介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担	居住費	食費	合計 1割負担	合計 2割負担	合計 3割負担
第4段階	第1段階～ 第3段階に該 当しない方	介護度1	30,567	61,133	91,699	97,200	54,000	<u>181,767</u>	<u>212,333</u>	<u>242,899</u>
		介護度2	33,104	66,207	99,311			<u>184,304</u>	<u>217,407</u>	<u>250,511</u>
		介護度3	35,784	71,568	107,352			<u>186,984</u>	<u>222,768</u>	<u>258,552</u>
		介護度4	38,394	76,787	115,180			<u>189,594</u>	<u>227,987</u>	<u>266,380</u>
		介護度5	40,895	81,790	122,685			<u>192,095</u>	<u>232,990</u>	<u>273,885</u>
第3段階 ②	世帯全員が市 町村民税非課 税かつ本人の 年金収入等 120万円超で 預貯金額が単 身500万円、 夫婦1,500万 円以下	介護度1	30,567			41,100	40,800	112,467		
		介護度2	33,104					115,004		
		介護度3	35,784					117,684		
		介護度4	38,394					120,294		
		介護度5	40,895					122,795		
第3段階 ①	世帯全員が市 町村民税非課 税かつ本人の 年金収入等80 万円超120万 円以下で預貯 金額が単身 550万円、夫婦 1,550万円以 下	介護度1	30,567			41,100	19,500	91,167		
		介護度2	33,104					93,704		
		介護度3	35,784					96,384		
		介護度4	38,394					98,994		
		介護度5	40,895					101,495		
第2段階	世帯全員が市 町村民税非課 税かつ本人の 年金収入等80 万円以下で預 貯金額が単身 650万円、夫婦 1,650万円以 下	介護度1	30,567			26,400	11,700	68,667		
		介護度2	33,104					71,204		
		介護度3	35,784					73,884		
		介護度4	38,394					76,494		
		介護度5	40,895					78,995		

※ 介護保険（1割・2割・3割）負担には、下記の加算が含まれています。

- ・日常生活継続支援加算2（1日48円・96円・144円）：居宅での生活が困難であり、入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れるとともに、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護を提供した場合に算定
- ・看護体制加算Ⅰ1（1日13円・25円・38円）、看護体制加算Ⅱ1（1日24円・48円・72円）：看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定
- ・夜勤職員配置加算Ⅳ1（1日64円・128円・192円）：夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定
- ・生活機能向上連携加算Ⅱ2（1月105円・209円・314円）：理学療法士等が施設を訪問し、共同で個別機能訓練の作成等している場合に算定
- ・個別機能訓練加算Ⅰ（1日13円・25円・38円）、個別機能訓練加算Ⅱ（1月21円・42円・63円）：Ⅰは、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定。機能訓練計画を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、機能訓練加算Ⅱを算定
- ・協力医療機関連携加算（1月53円・105円・157円）：相談、診療体制を確保している医療機関と連携している場合算定
- ・栄養マネジメント強化加算（1日12円・23円・35円）：低栄養状態又はそのおそれのある入所者に対して、他職種共同で栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行う場合に算定
- ・褥瘡マネジメント加算Ⅱ（1月14円・27円・41円）：褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を行っている場合算定（褥瘡発生なし）
- ・科学的介護推進体制加算Ⅰ（1月42円・84円・126円）：入所者ごとのADL値等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報をサービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に算定

- ・生産性向上推進体制加算Ⅱ（1月11円・21円・32円）：委員会を開催し安全対策を講じた上で改善活動を行った場合に算定
- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ（1月11円・21円・32円）：協定指定医療機関と連携体制を確保している場合算定
- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ（1月6円・11円・16円）：医療機関から感染制御等に係る実地指導を受けている場合算定
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（所定単位数×14.0%）：介護職の定着化を目的とし、計画的な教育・研修、処遇全般、職場環境等の整備、改善を実施、介護職員等のベースアップ等の引上げに継続的に取り組む事業所に認められる加算

※ その他として、以下の費用をご負担いただく場合があります。

- ・個別機能訓練加算Ⅲ（1月21円・42円・63円）：個別機能訓練加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算を算定している場合
- ・ADL維持等加算Ⅰ（1月32円・63円・94円）、ADL維持等加算Ⅱ（1月63円・126円・189円）：ADLが維持又は改善した場合に算定
- ・若年性認知症入所者受入加算（1日126円・251円・377円）：若年性認知症入所者を受け入れ個別に担当者を定めた場合に算定
- ・精神科医師定期的療養指導加算（1日6円・11円・16円）：認知症の入所者が全入所者の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師により定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合算定
- ・外泊時費用（1日257円・514円・771円）：入院及び居宅への外泊をした場合1月に6日を限度に算定
- ・初期加算（1日32円・63円・94円）：入所した日から30日以内の期間について算定
- ・退所時栄養情報連携加算（1回74円・147円・220円）：特別食を必要とする入所者の栄養管理情報を退所先に提供した場合
- ・再入所時栄養連携加算（1回209円・418円・627円）：入院後、再度当施設に入所する際、当施設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算定
- ・退所時情報提供加算（1回262円・523円・784円）：医療機関へ退所した入所者について情報提供をした場合
- ・経口移行加算（1日30円・59円・88円）：他職種共同にて、現在経管による食事摂取をしている入所者ごとに経口移行計画を作成し、管理栄養士等による支援が行われた場合算定
- ・経口維持加算Ⅰ（1月418円・836円・1,254円）、経口維持加算Ⅱ（105円・209円・314円）：現在食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、他職種共同にて食事観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行っている場合に算定
- ・口腔衛生管理加算Ⅰ（1月94円・188円・282円）、口腔衛生管理加算Ⅱ（1月115円・230円・345円）：歯科衛生士が口腔衛生等の管理を月2回以上行い、口腔衛生等の管理の具体的な技術的助言及び指導等を介護職員に行っている場合算定
- ・療養食加算（1食7円・13円・19円）：糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定
- ・特別通院送迎加算（1月621円・1,242円・1,863円）：透析送迎を月12回以上行った場合に算定
- ・配置医師緊急時対応加算1（1回340円・680円・1,019円）：急変時、配置医師が対応を行った場合に算定
- ・配置医師緊急時対応加算2（1回680円・1,359円・2,038円）：早朝夜間急変時、配置医師が対応を行った場合に算定
- ・配置医師緊急時対応加算3（1回1,359円・2,717円・4,076円）：深夜急変時、配置医師が対応を行った場合に算定
- ・看取り介護加算Ⅱ＜死亡日＞（1日1,652円・3,303円・4,954円）＜死亡日以前2日又は3日＞（1日816円・1,631円・2,446円）、＜死亡日以前4日以上30日以下＞（1日151円・301円・452円）＜死亡日以前31日以上45日以下＞（1日76円・151円・226円）
看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、入所者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生きその人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定施設職員が死後の処置を行った場合、処置代として11,000円をご負担していただきます。
- ・認知症チームケア推進加算Ⅱ（1月126円・251円・377円）：認知症の方の占める割合が2分の1以上の場合に算定
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算（1日209円・418円・627円）：医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に施設サービスを利用することが適当であると判断した場合に算定
- ・褥瘡マネジメント加算Ⅰ（1月4円・7円・10円）：褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を行っている場合に算定
- ・自立支援促進加算（1月293円・586円・878円）：医師が入所者ごとに自立支援に係る医学的評価を行い、多職種共同で支援計画を作成し、これに基づくケアを実施した場合に算定
- ・安全対策体制加算（1回21円・42円・63円）：安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、組織的な安全対策体制が整備されている場合に、算定
- ・新興感染症等施設療養費（1日251円・502円・753円）：感染症に罹患した入所者を施設内療養した場合に算定
- ・サービス提供体制強化加算1（1日23円・46円・69円）：厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設が、入所者に対して施設サービスを行った場合に算定

2. 高額サービス費について（1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた時は越えた分が払い戻される制度です）

所得区分	世帯の上限度額	
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	世帯	140,100 円
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	世帯	93,000 円
市町村民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	世帯	44,400 円
世帯の全員が市町村民税非課税	世帯	24,600 円
前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等	世帯	24,600 円
	個人	15,000 円
生活保護を需給している方等	世帯	15,000 円

3. 理美容料金（※要予約）

項目	カット	顔そり	シャンプー	カット＋顔そり又はシャンプー	ヘアカラー	カット＋カラー又はパーマ
料金	2,570 円	1,000 円	2,430 円	3,290 円	6,000 円	8,290 円

4. 特別なレク等

項目	フラワーアレンジメント
料金	600 円